現　場　説　明　書

1　業　　務　　名　　横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務委託
2　監　　督　　員　　資源循環部　広域処理施設建設室　　(建築)
(プラント機械設備)
(建築機械設備)
(プラント・建築電気設備)

説　明　事　項

1.　入札等に関する事項について

(1)　この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。

(2)　入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2.　前払金について

前払金　　する　　~~しない~~

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3.　部分払について

部分払　　する(　3　回以内)　　~~しない~~

4.　継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

(1)　継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初　年　度　(27年度)	0%	~~支払限度額　・　委託代金額　の　%~~
第2年度　(28年度)	1%	~~支払限度額　・　委託代金額~~　の　30%
第3年度　(29年度)	24%	~~支払限度額　・　委託代金額~~　の　30%
第4年度　(30年度)	45%	~~支払限度額　・　委託代金額~~　の　30%
第5年度　(31年度)	残額のすべて	~~支払限度額　・　委託代金額~~　の　30%

(2)　各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5.　契約に関する事項について

(1)　設計図書関係

ア　土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。

イ　仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。

ウ　契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2)　提出書類関係

~~ア~~　委託代金内訳書　　~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要

イ　工　程　表　　要提出(契約締結後7日以内)
~~提出不要~~

ウ　着　手　届	着手後5日以内に提出すること。
エ　現場代理人及び主任技術者等届	契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
オ　下請負者届	下請負を発注の都度、提出すること。
カ　直営工事届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア　支給材料	~~あり~~	なし
イ　貸与品	あり	~~なし~~

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	~~あり~~	なし

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。

(2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。

(3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

(4) 変更時と完了までの間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について（別紙）

業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名	横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務委託
履行場所	横須賀市長坂5丁目3878番地ほか
履行期間	契約締結の日から平成32年2月28日
委託概要	本業務は、横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務を委託するものである。
監理業務工事内容	1. プラント機械設備工事 2. プラント電気設備工事 3. 建築工事（造成、外構工事を含む） 4. 建築機械設備工事 5. 建築電気設備工事
施設概要	1. 敷地面積 ・約12.5ha 2. 対象施設 ・焼却施設 ・不燃ごみ等選別施設 ・計量棟 ・トイレ棟 ・その他付帯施設
業務要領及び内容	別紙、「横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務委託特記仕様書」による。

横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務委託特記仕様書

第１章　総則

第１節　適用

1. 横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）は、横須賀ごみ処理施設建設工事（以下、「対象工事」という。）の工事監理に関する業務（以下、「工事監理業務」という。）の委託に適用する。
2. 工事監理業務仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監理業務仕様書の間に相違がある場合、その優先順位は、以下に示す(1)から(2)の順序のとおりとする。
   (1) 現場説明書および質問回答書
   (2) 特記仕様書
3. 横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務委託受託者（以下、「受託者」という。）は、前項の規定により難い場合又は工事監理業務仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

第２節　現場代理人等の資格及び配置要件

1. 資格及び配置要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する現場代理人等を適切に配置した体制とすること。なお、「現場代理人等」とは、現場代理人、担当技術者を総称していう。

(1) 現場代理人

現場代理人は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人にある場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

① 技術士法で定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有する者。
② 本業務と同様の業務を担当した経験を有すること。

(2) 担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。担当技術者の配置要件は、プラント機械設備、プラント電気設備、建築（意匠）、建築（構造）、建築機械設備、建築電気設備の部門毎に１名ずつとする。

受託者は、部門毎の担当技術者氏名、資格及び勤務先並びに担当業務を記載した、届出書を提出し、監督員の確認を受けるものとする。

① プラント機械設備担当技術者
   ア．技術士法で定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有する者。
   イ．本業務と同様の業務を担当した経験を有すること。

② プラント電気設備技術者
本業務と同様の業務を担当した経験を有すること。
③ 建築担当技術者（意匠）
ア．建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
イ．本業務と同様の業務を担当した経験を有すること。
④ 建築担当技術者（構造）
ア．建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
イ．本業務と同様の業務を担当した経験を有すること。
⑤ 建築機械設備担当技術者
公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること。
⑥ 建築電気設備担当技術者
公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること。

2. 資格及び配置要件の特例
(1) プラント機械設備担当技術者
プラント機械設備担当技術者については、現場代理人と兼務してもよいものとする。ただし、兼務する場合においては、現場代理人とは別に、プラント機械設備副担当技術者を配置しなければならないものとするが、その者の資格要件は問わない。
(2) 建築担当技術者
建築担当技術者（意匠）と建築担当技術者（構造）については、兼務してよいものとする。ただし、兼務する場合においては、建築担当技術者（意匠、構造）とは別に、次の要件を満たす建築副担当技術者を配置するものとする。
① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること。
(3) 各部門の副担当技術者
各部門の担当技術者の下に副担当技術者を配置することについては、業務量及び内容を考慮して受託者が判断するものとする。なお、副担当技術者の資格要件は問わないものとする。

3. 現場代理人等の実働人工数の確認方法
第２章、第２節、４の監督業務日報にて、従事業務内容とともに確認するものとする。

第２章　工事監理業務の内容

第１節　基本方針

1. 受託者は、全般において監理する。
2. 受託者は、対象工事現場に臨み、横須賀市（以下、「本市」という。）の意を体して厳正に工事を監理する。
3. 受託者は、常に工事全般に係る疑義に応じられるよう、対象工事現場並びに工事請負契約書、発注仕様書、実施設計図書に精通し、工事の進ちょくを促進するものとする。
4. 受託者は、対象工事の工事請負契約の請負者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人（以下、「請負者等」という。）への指示事項を監督員と協議し、すべて書面をもって行うものとする。
5. 周辺住民及び環境に十分配慮し、また工事の安全衛生並びに災害に関する請負者等への指導をする。
6. 各工作物がおのおのの機能を本来の目的に沿って、充分果たしうる円滑な指導を行うものとする。

第２節　工事監理に関する業務

1. 実施設計を審査する業務

　請負者等が提出する実施設計図書の内容について、発注仕様書及び本市が要求する事項等が反映されているか審査するとともに、技術的観点から検討し、監督員に対して必要な助言を行う。また、監督員からの疑義等にも適宜対応すること。

2. 施工図を実施設計図書に照らして検討する業務

(1)　施工の検討

① 請負者等が提出する施工図（原寸図、工作図等をいう。）が実施設計図書の内容に適合しているか否かを検討すること。

② ①の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を書面にて監督員に報告すること。

③ ①の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、書面にて監督員に報告すること。

④ ③の結果、請負者等が施工図を再度提出する場合、①～③の規定を準用する。

(2)　工事材料及び仕上げ見本の検討

① 請負者等が提出する工事材料及び仕上げ見本等に関し請負者等に対して事前に指示すべき内容を書面にて監督員に報告し、提出された工事材料及び仕上げ見本等が実施設計図書の内容に適合しているか否かを検討すること。

② ①の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告すること。

③ ①の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、書面にて監督員に報告すること。

④ ③の結果、請負者等が工事材料及び仕上げ見本等を再度提出する場合、①～③の規定を準用する。

(3)　プラント及び建築設備の機械器具等の検討

① 請負者等が提出するプラント及び建築設備の機械器具等の計画に関し、請負者等に対し事前に指示すべき内容を書面にて監督員に報告し、プラント及び建築設備の機械器具等が実施設計図書の内容に適

合しているか否かを検討すること。
② ①の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告すること。
③ ①の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、書面にて監督員に報告すること。
④ ③の結果、請負者等がプラント及び建築設備の機械器具等の計画を再度提出する場合、①～③の規定を準用する。

3. 工事の確認及び報告

(1) 工事が実施設計図書の内容に合致するかどうかの確認
① 請負者等の行う工事が実施設計図書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、その結果を書面にて監督員に報告すること。
② ①の確認の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、請負者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を書面にて監督員に報告すること。
③ 請負者等が必要な補修を行った場合、これを確認し、その内容を監督員に報告すること。
④ ③の確認の結果、補修が適切になされていないと認められる場合には、②及び③に順次取り扱う。
⑤ 請負者等の行った工事が、実施設計図書の内容に適合しないと認められる相当の理由がある場合には、速やかに書面にて監督員に報告すること。また、破壊検査の必要性があると認められる場合には、その理由と検査すべき範囲を書面にて監督員に報告すること。
⑥ 確認については、試験、目視、計測の各行為を現場に立会い、又は請負者等が行った試験、目視、計測の結果を帰した書面の確認のいずれかの方法で行うこと。

(2) 性能試験に関する業務
① 請負者等が作成する引渡性能試験要領書について確認し、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者等に対して助言すべき事項を書面にて監督員に報告すること。
② 単体機器試験成績書、試運転報告書及び引渡性能試験報告書等について確認し、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者等に対して助言すべき事項を書面にて監督員に報告すること。

(3) 各種検査に関する業務
① 本市検査員が行う対象工事の検査
本市検査員が行う以下に示す対象工事における検査に立会うこと。
ア．中間状況調査
イ．出来形部分検査
ウ．部分使用検査
エ．完成検査
② 工場検査
ア．工場検査にあたっては、請負者等が作成する工場検査要領書の内容について、その内容が適切であるか否かを確認し、書面にて監督員に報告すること。
イ．ア．の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を書面

にて監督員に報告すること。

ウ. 原則として、監督員及び本市検査員が行う対象工事における工場検査に立会うこと。なお、受託者が立会う工場検査は、監督員と協議により決定する。

4. 工事監理業務における工事監理報告

工事監理業務の実施状況について、毎月、工事監理報告書（監理業務月報、工事出来高、進捗概要図等）を請負者等の協力を受けて工種毎に作成し、翌月５日までに監督員に提出する。また、監理業務日報においては、翌日までに提出すること。

なお、監理業務月報、工事出来高、進捗概要図、監理業務日報は、受託者の自由書式とし、記載内容及び提出方法等については監督員の指示によるものとする。

5. 施工計画を確認又は検討する業務

(1) 実施工程表を検討する業務

① 発注仕様書の定めにより請負者等が提出する実施工程表の内容について検討を行うこと。

② ①の検討の結果、適切であると認められる場合には、その旨を書面にて監督員に報告すること。

③ ①の検討の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、書面にて監督員に報告すること。

④ ③の結果、請負者等が工程表を再度提出する場合には、①～③の規定を準用する。

(2) 施工計画書を確認する業務

① 発注仕様書の定めにより請負者等が提出する施工計画書の内容について、その内容が適切であるか否かを確認し、書面にて監督員に報告すること。

② ①の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を書面にて監督員に報告すること。

(3) 品質計画を検討する業務

① 発注仕様書の定めにより請負者等が提出する施工計画書のうち、品質計画に関する内容について検討すること。

② ①の検討の結果、適切であると認められる場合には、その旨を書面にて監督員に報告すること。

③ ①の検討の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、書面にて監督員に報告すること。

④ ③の結果、請負者等が工程表を再度提出する場合には、①～③の規定を準用する。

6. 関連業務の調整に関する業務

対象工事においては、対象工事以外の工事が近接して行われ、それらの工事が相互に密接に関連するため、必要に応じて請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を書面にて監督員に報告すること。

7. 施工計画等の特別の検討

現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者等に対して助言すべき事項を書面にて監督員に報告すること。

8. 完成図書及び取扱説明書等の確認に関する業務
   (1) 発注仕様書の定めにより請負者等が提出する完成図書について、その内容が適切であるか否かを確認し、その結果を書面にて監督員に報告すること。
   (2) (1)の確認の結果、適切でないと認められる場合は、請負者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を書面にて監督員に報告すること。

第3章 業務の実施

第1節 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に工事監理業務に着手すること。この場合において、着手とは、現場代理人等が工事監理業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

第2節 適用規準等

1. 受託者が業務を実施するにあたり、適用すべき基準等（以下、「適用基準等」という。）は、以下に示す（実施設計開始時点での最新のもの）ものとし、基準等に改定があった場合の対応及び記載なき場合は監督員の指示によるものとする。なお、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。
   (1) 共通
      ① 対象工事の発注仕様書及び実施設計図書
      ② 官庁施設の基本的性能基準
      ③ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
   (2) 建築
      ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
      ② 建築工事標準詳細図
      ③ 建築設計基準
      ④ 建築構造設計基準
      ⑤ 構内舗装、排水設計基準
   (3) 建築機械設備、建築電気設備
      ① 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
      ② 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
      ③ 建築設備設計基準
      ④ 建築設備耐震設計・施工指針
   (4) プラント機械設備、プラント電気設備
      ① 経済産業省原子力安全・保安院　発電用火力設備の技術基準の解釈、電気設備の技術基準の解釈
      ② 社団法人日本電気協会　火力発電所の耐震設計規程
      ③ 地方共同法人日本下水道事業団　下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
   (5) その他関連する国土交通省、神奈川県、横須賀市、日本建築学会、公共建築協会等の基準、指針等
2. 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

第3節 打合せ及び記録

1. 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人は監督員と常に密接な

連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、打合せ内容については、その都度受託者が打合せ議事録としてまとめ、監督員に提出して承諾を受けること。

2. 工事監理業務着手時及び監督員の定める時期において、現場代理人は監督員と打合せを行うものとし、打合せ内容については、受託者が打合せ議事録としてまとめ、監督員に提出して承諾を受けること。
3. 受託者が請負者等と打合せを行った場合には、打合せ内容については、受託者が打合せ議事録としてまとめ、監督員に提出すること。
4. 監督員、請負者等、受託者の３者による定例打合せにおける受託者の対応を以下に示す。
   (1) 実施設計期間の定例打合せ
   月１回程度、現場代理人及び建築担当技術者（意匠、構造）が必ず出席すること。
   (2) 施工期間の定例打合せ
   月１回程度、現場代理人及び建築担当技術者は必ず出席すること。なお、建築担当以外の各部門の担当技術者の出席は、監督員の指示によるものとする。

第４節　業務計画書

1. 業務計画書には、以下に示す事項を記載すること。
   (1) 業務一般事項
   (2) 業務工程計画
   (3) 業務管理体制
   業務管理体制図や連絡体制図とともに、次の事項を記載（保有資格については資格者証を添付）すること。
   ① 現場代理人の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
   ② 各部門担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
   ③ 各部門副担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験、同種又は類似業務の実績
   (4) 業務実施方針
   (5) 業務運営計画
   上記事項のうち（２）業務工程計画については、対象工事の請負者等と十分な打合せを行ったうえで内容を定めること。また、（４）業務実施方針の内容については、事前に監督員の承諾を受けること。
2. 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出すること。
3. 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出すること。

第５節　資料の貸与及び返却

1. 監督員は、工事監理業務の遂行上必要と認めた資料等で本市が保有するもの（以下「貸与資料」という。）については、受託者に貸与するものとする。
2. 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却すること。
3. 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱うこと。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復すること。
4. 受託者は、契約図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人

に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第６節　関係機関等への手続き等

1. 受託者は、工事監理業務の実施にあたっては、監督員又は請負者等が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は速やかに行うこと。
2. 受託者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を書面にて監督員に報告し、必要な協議を行うこと。

第７節　関連する法令、条例等の遵守

受託者は、工事監理業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守すること。

平成27年度　横須賀ごみ処理施設建設工事監理業務委託　内訳書

請　負　委　託　料

業　務　価　格

小　計

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
種目内訳						
直接原価						
1. 直接人件費		1	式			
2. 直接経費		1	式			
計						
間接原価						
1. その他原価		1	式			
計						
一般管理費等		1	式			
合　計	（業務価格）					
消費税相当額						
業務委託料						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
科目内訳						
1. 直接人件費						
1）プラント機械設備担当技術者		1	式			
2）建築担当技術者		1	式			
3）建築機械設備担当技術者		1	式			
4）建築電気設備担当技術者		1	式			
5）プラント電気設備担当技術者		1	式			
計						
2. 直接経費						
1）旅費交通費		1	式			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
細目内訳						
1. 直接人件費						
1）プラント機械設備担当技術者						
主任技術者		148	人			
技師（A）		440	人			
計		588	人			
2）建築担当技術者						
主任技師		241	人			
技師（A）		626	人			
計		867	人			
3）建築機械設備担当技術者						
技師（C）		144	人			
計		144	人			
4）建築電気設備担当技術者						
技師（C）		144	人			
計		144	人			
5）プラント電気設備担当技術者						
技師（A）		144	人			
計		144	人			